

第5章 文部省著作家庭科教科書の発行状況とその歴史的考察

はじめに

—課題の限定—

家庭科の教科書は、常に存在してきたかという点必ずしもそうではない。元来、この教科は他の教科よりもより実生活と結びついているがゆえに、実生活の変化と対応して、教科書の内容に変更がせまられるはずである。この実生活の変遷と家庭科教育の内容との対応関係¹⁾については、家庭科教育史研究の重要な研究課題であるだけでなく、家庭科教育学研究に重要な示唆を与えるものと思われる。本稿ではこの研究課題を射程に入れつつ、その基礎作業として、家庭科教科書の歴史的な存在状況を解明することを目的としている。戦前から戦後初期までに刊行された文部省著作の家庭科の教科書（児童用のほか、教師用のもの及び教授書を含む。戦後の『指導書』は除く）に注目する。ここでいう家庭科とは、戦前の「裁縫」「家事」（「理科家事」を含む）、「手芸」およびそれらを継承した「家政」とそれに属する「被服」「家政」「育児」「保健」および新学制下の家庭科と総称される教科目（被服、家庭看護、食物、家事経理、育児）を一括して総称したものである。また、「発行状況」については以下の方法で検討する。すなわち、既往の研究文献、目録等から発行書目を推定し、各大学等につき現物を調査し得たものを整理して、その発行状況を調査し、その一覧表を作成する。『文部省年報』で発行部数が把握できるものについては、それを年度別に整理する。次に以上の方法で解明した文部省著作の家庭科教科書の「発行状況」と教科書制度や教科の法的制度との関係を解明する。このことによって、文部省著作家庭科教科書のかかえる歴史的特質を考察するのが、本稿の課題である。本稿では、紙数との関係で旧学制下に限定せざるをえない。戦後の新学制発足後については簡単にふれる。

1 家庭科教科書の発行状況

先に述べた方法で、文部省著作家庭科教科書一覧を作成した。²⁾（表5-1参照）。表中の____（下線部）は文部省著作の教科書ではなく、中等学校教科書株式会社が著作者となっている教科書である。検定教科書ではあるが、これらについてはそれが発行された時期の唯一の検定教科書であり、³⁾文部省著作に準じる位置にあるので、この一覧にあわせて掲載したものである。

また、『文部省年報』より、発行冊数がわかるものについて年度ごとの冊数を表5-2に掲げた。

表5-1に若干の説明を補足する。まず、発行の日付を明記していないもの——『高等科裁縫(下)』『高等科家事(下)』『青年家庭 巻三』『家政(全)』『中等被服三』『被服四』『師範被服 本科用巻二』『師範育児保健 本科用巻二』『師範家政 本科用巻二』——は現物を確認できなかった教科書である。これらは、そのほとんどが1945年前後に発行を予定されたものであったけれども、最終的に発行されなかった疑いがある。⁴⁾なお、文部省が発行した『昭和20年度使用高等女学校教科用図書目録』⁵⁾（1944年7月）によると、1945年度に使用される予定の教科書として『家政(全)』と『中等被服三』と『被服四』が掲載されている。このなかで、『家政(全)』と『被服四』は中等学校教科書株式会社が著作者とされている。これらの発行されなかったと考えられる教科書については、一覧表には(?)をつけて記載している。⁶⁾

また、1947年6月に発行された高等女学校用、新制高等学校用の『被服』『家庭看護』『食物』『家事経理』『育児』および1948年7月に発行された新制高等学校用の『被服概説編』『被服実習編一』『被服実習編二』『被服実習編三』については文部省著作の教科書ではないが、先に述べた理由でこの一覧表にくわえた。⁷⁾

表5-1 文部省著作家庭科教科書一覧

<p>(1) 小学校 (尋常科・高等科)</p> <ol style="list-style-type: none"> 『尋常小学 裁縫教授書』1916年1月1日発行 『高等小学 裁縫教授書 (第一, 二学年用)』1916年1月25日発行 『高等小学 裁縫教授書 (第三学年用)』1916年1月25日発行 『尋常小学 裁縫新教授書』1932年8月28日発行 『高等小学 裁縫新教授書 (第一, 二学年用)』1934年5月3日発行 『高等小学 裁縫新教授書 第三学年用』1937年3月22日発行 『高等小学理科家事教科書 第一学年児童用』1914年4月3日翻刻発行 『高等小学理科家事教科書 第二学年児童用』1915年6月7日翻刻発行 『高等小学理科家事教科書 第三学年児童用』1917年3月30日翻刻発行 『高等小学理科家事教科書 第一学年教師用』1914年4月28日翻刻発行 『高等小学理科家事教科書 第二学年教師用』1915年5月22日翻刻発行 『高等小学理科家事教科書 第三学年教師用』1917年2月12日発行 『高等小学家事教科書 第一学年児童用』1933年4月20日翻刻発行 『高等小学家事教科書 第二学年児童用』1934年4月9日翻刻発行 『高等小学家事教科書 第三学年児童用』1936年3月31日翻刻発行 『高等小学家事教科書 第一学年教師用』1935年12月30日翻刻発行 『高等小学家事教科書 第二学年教師用』1936年1月27日翻刻発行 『高等小学家事教科書 第三学年教師用』1936年10月7日翻刻発行 <p>(2) 国民学校</p> <ol style="list-style-type: none"> 『初等科裁縫(上)』1942年4月20日翻刻発行 『初等科裁縫(中)』1943年3月15日翻刻発行 『初等科裁縫(下)』1943年3月20日翻刻発行 『初等科裁縫(上)(教師用)』1942年5月5日翻刻発行 『初等科裁縫(中)(教師用)』1943年4月28日翻刻発行 『初等科裁縫(下)(教師用)』1943年5月31日翻刻発行 『高等科裁縫(上)』1944年4月15日翻刻発行 『高等科裁縫(下)』1945年? 『高等科家事(上)』1944年8月31日翻刻発行 『高等科家事(下)』1945年? 『初等科裁縫 第四学年用』1946年2月15日翻刻発行 『初等科裁縫 第五学年用 (第一分冊)』1946年3月20日翻刻発行 『初等科裁縫 第五学年用 (第二分冊)』1946年6月15日翻刻発行 『初等科裁縫 第六学年用 (第一分冊)』1946年3月20日翻刻発行 『初等科裁縫 第六学年用 (第二分冊)』1946年6月15日翻刻発行 『高等科裁縫 第一学年用 (第一分冊)』1946年3月30日翻刻発行 	<ol style="list-style-type: none"> 『高等科裁縫 第一学年用 (第二分冊)』1946年7月20日翻刻発行 『高等科裁縫 第二学年用 (第一分冊)』1946年3月30日翻刻発行 『高等科裁縫 第二学年用 (第二分冊)』1946年8月5日翻刻発行 『高等科家事 第一学年用 (第一分冊)』1946年8月30日翻刻発行 『高等科家事 第一学年用 (第二分冊)』1946年8月30日翻刻発行 『高等科家事 第一学年用 (第三分冊)』1946年10月10日翻刻発行 『高等科家事 第一学年用 (第四分冊)』1946年9月20日翻刻発行 『高等科家事 第二学年用 (第一分冊)』1946年4月18日翻刻発行 『高等科家事 第二学年用 (第二分冊)』1946年5月10日翻刻発行 『高等科家事 第二学年用 (第三分冊)』1946年5月10日翻刻発行 『高等科家事 第二学年用 (第四分冊)』1946年6月30日翻刻発行 <p>(3) 新制小学校</p> <ol style="list-style-type: none"> 『小学校における家庭生活指導の手びき』1951年11月20日発行 <p>(4) 新制中学校</p> <ol style="list-style-type: none"> 『家庭 中学校第一学年用』1947年7月20日翻刻発行 『家庭 中学校第二学年用』1947年7月20日翻刻発行 『家庭 中学校第三学年用』1947年7月25日翻刻発行 <p>(5) 青年学校</p> <ol style="list-style-type: none"> 『青年家庭 卷一 (本科用)』1944年10月20日発行 『青年家庭 卷二 (本科用)』1944年10月20日発行 『青年家庭 卷三 (本科用)』1944年10月20日発行 『青年家庭 卷一 (本科用)』1946年4月28日発行 『青年家庭 卷二 (本科用)』1946年5月21日発行 『青年家庭 卷三 (本科用)』1946年? <p>(6) 高等女学校・新制高等学校</p> <ol style="list-style-type: none"> 『家事一』1943年4月15日発行 『中等家事一』1944年3月25日翻刻発行 『中等家事二』1944年3月25日翻刻発行 『家政(全)』1944年? 『中等被服一』1944年3月25日翻刻発行 『中等被服二』1944年4月25日翻刻発行 『中等被服三』1944年? 『被服四』1944年? 『中等育児・保健 一』1945年3月3日発行 『育児・保健 二』1945年3月7日発行 『中等家事一(前)』1946年3月17日翻刻発行
--	--

12. 『中等家事一(後)』1946年4月1日翻刻発行
13. 『中等家事二(前)』1946年3月17日翻刻発行
14. 『中等家事二(中)』1946年5月21日翻刻発行
15. 『中等家事二(後)』1946年5月21日翻刻発行
16. 『家政(全)』1946年3月31日発行
17. 『中等被服一(前)』1946年3月17日翻刻発行
18. 『中等被服一(中)』1946年3月17日翻刻発行
19. 『中等被服一(後)』1946年4月1日翻刻発行
20. 『中等被服二(前)』1946年3月5日翻刻発行
21. 『中等被服二(中)』1946年4月5日翻刻発行
22. 『中等被服二(後)』1946年4月5日翻刻発行
23. 『中等被服三(前)』1946年3月17日翻刻発行
24. 『中等被服三(中)』1946年4月5日翻刻発行
25. 『中等被服三(後)』1946年4月5日翻刻発行
26. 『被服四』1946年3月11日発行
27. 『中等育児・保健一(前)』1946年3月17日翻刻発行
28. 『中等育児・保健一(後)』1946年4月21日翻刻発行
29. 『育児・保健二』1946年3月1日発行
30. 『被服』1947年6月8日発行
31. 『家庭看護(全)』1947年6月8日発行
32. 『食物(全)』1947年6月22日発行
33. 『家事経理(全)』1947年6月23日発行
34. 『育児(全)』1947年6月18日発行
35. 『被服概説編』1948年7月18日発行
36. 『被服実習編一』1948年7月20日発行
37. 『被服実習編二』1948年7月20日発行
38. 『被服実習編三』1948年7月20日発行

(7) 師範学校

1. 『師範家政 本科用巻一』1943年9月6日翻刻発行
2. 『師範家政 本科用巻二』1945年1月28日翻刻発行
3. 『師範被服 本科用巻一』1943年11月17日翻刻発行
4. 『師範被服 本科用巻二』194年?
5. 『師範育児保健 本科用巻一』1944年4月12日翻刻発行
6. 『師範育児保健 本科用巻二』194年?
7. 『師範家政 本科用巻一(第一綴)』1946年4月28日翻刻発行
8. 『師範家政 本科用巻一(第二綴)』1946年8月3日翻刻発行
9. 『師範家政 本科用巻二』1946年?
10. 『師範被服 本科用巻一(第一綴)』1946年4月30日翻刻発行

11. 『師範被服 本科用巻一(第二綴)』1946年8月8日翻刻発行
12. 『師範被服 本科用巻一(第三綴)』1946年11月11日翻刻発行
13. 『師範被服 本科用巻一(第四綴)』1947年1月15日翻刻発行
14. 『師範被服 本科用巻二(第一綴)』1946年5月10日翻刻発行
15. 『師範被服 本科用巻二(第二綴)』1946年9月25日翻刻発行
16. 『師範被服 本科用巻二(第三綴)』1946年11月28日翻刻発行
17. 『師範被服 本科用巻二(第四綴)』1946年9月25日翻刻発行
18. 『師範育児保健 本科用巻一(第一綴)』1946年6月28日翻刻発行
19. 『師範育児保健 本科用巻一(第二綴)』1946年6月30日翻刻発行
20. 『師範育児保健 本科用巻一(第三綴)』1946年11月1日翻刻発行
21. 『師範育児保健 本科用巻一(第四綴)』1946年11月25日翻刻発行
22. 『師範育児保健 本科用巻二(第一綴)』1946年6月5日翻刻発行
23. 『師範育児保健 本科用巻二(第二綴)』1946年10月25日翻刻発行

表5-2 文部省著作の家庭教科書の発行冊数の推移

年度	高等小学理科家事教科書 児童用 教師用	高等小学家事教科書 児童用 教師用	尋常小学裁縫 教授書	尋常小学裁縫 新教授書	高等小学裁縫 教授書	高等小学裁縫 新教授書
1913(大正2)年度	110,000	12,000	—	—	—	—
1914(大正3)年度	140,000	12,000	—	—	—	—
1915(大正4)年度	320,000	80,000	—	4,940	—	—
1916(大正5)年度	140,000	15,000	—	15,000	—	—
1917(大正6)年度	200,000	15,000	—	—	—	—
1918(大正7)年度	300,000	12,000	—	5,000	—	7,500
1919(大正8)年度	236,000	22,000	—	—	—	—
1920(大正9)年度	300,000	—	—	6,000	—	7,200
1921(大正10)年度	340,000	15,000	—	—	—	—
1922(大正11)年度	340,000	20,000	—	9,500	—	—
1923(大正12)年度	280,000	10,000	—	—	—	6,000
1924(大正13)年度	368,000	27,000	—	3,000	—	—
1925(大正14)年度	320,000	30,000	—	—	—	—
1926(大正15)年度	418,000	55,000	—	2,000	—	—
1927(昭和2)年度	413,000	55,000	—	—	—	—
1928(昭和3)年度	355,000	32,000	—	—	—	—
1929(昭和4)年度	342,000	37,000	—	—	—	—
1930(昭和5)年度	348,310	28,300	—	—	—	—
1931(昭和6)年度	325,290	34,500	—	—	—	—
1932(昭和7)年度	182,750	10,000	—	—	28,000	—
1933(昭和8)年度	45,000	104,700	606,460	—	7,000	—
1934(昭和9)年度	—	—	665,800	41,500	8,000	35,000
1935(昭和10)年度	—	—	853,070	29,773	11,000	6,000
1936(昭和11)年度	—	—	401,775	2,000	12,000	10,750
1937(昭和12)年度	—	—	593,520	12,000	11,000	15,000
1938(昭和13)年度	—	—	523,925	9,000	10,000	10,000
1939(昭和14)年度	—	—	424,150	10,000	8,000	4,000
1940(昭和15)年度	—	—	695,820	13,072	14,000	12,000
1941(昭和16)年度	—	—	329,180	9,928	10,000	21,000

2 家庭科教科書の歴史的存在状況

家庭科にかかわる教科書制度の変遷の略年表を表5-3にまとめた。⁸⁾表5-3と先の「文部省著作家庭科教科書一覧」(表5-1)と発行冊数(表5-2)とから、各学校段階ごとの家庭科教科書の歴史的存在状況を以下にしめす。

旧学制下の小学校については図5-1に家庭科教科書の歴史的存在状況をまとめた。

図5-1 小学校の裁縫と家事の教科書の歴史的存在状況

【裁縫】		【家事】
検定教科書(児童用)	検定教科書(教師用)	
1904 (国定教科書の時代)		
	1916 尋常小学裁縫教授書	1914 “高等小学理科
	1916 高等小学裁縫教授書	1915 家事教科書”
児童用教科書なし		1917)
	1932 尋常小学裁縫新教授書	1933 “高等小学家事
	1934 高等小学裁縫新教授書	1934 教科書”
	1937 高等小学校裁縫新教授書	1936)
1942 初等科裁縫(上) 同左(教師用)		1944 高等科家事
1943 初等科裁縫(中・下) 同左(教師用)		
1944 高等科裁縫(上)		
1946 暫定教科書		1946 暫定教科書
1947 文部省著作教科書 中学家庭 第一学年用 第二学年用 第三学年用		
1948		
1949		

次に、高等女学校における家庭科教科書の歴史的存在状況について図5-2にまとめた。

表5-3 家庭科にかかわる教科書制度の変遷の略年表

1886年5月10日	「教科用図書検定条例」(省令7号)。
1887年5月7日	「教科用図書検定規則」(省令2号)により師範学校、小学校、中学校教科書が検定対象にされた。
1892年9月19日	「小学校教科用図書検定ノ件」(告示第9号)により「小学校ノ作文手工唱歌裁縫及体操ニ係ル図書ハ生徒用教科書ヲ採定セサルニ依リ教師用ノモノノミ之ヲ検定ス」とされた。
1894年2月21日	「実業補習学校教科用図書ニ関スル件」(省令4号)により、実業補習学校の普通教科目の教科用図書が検定対象とされた。
1895年6月12日	「高等女学校ノ教科用図書ニ関スル件」(省令4号)により、高等女学校の教科書が検定対象とされた。
1903年4月29日	「小学校令施行規則中改正」(省令22号)により「体操、裁縫、手工、理科及尋常小学校唱歌」の児童用教科書が禁止された。
1910年7月21日	「小学校令施行規則中改正」(省令21号)により理科の児童用教科書が文部省著作の教科書として作成されることになった(このことに関連して、理科家事の児童用教科書が作成されることになった)。
1919年3月29日	「小学校令施行規則中改正」(省令6号)により、家事教科書が文部省著作教科書として作成されることになった。
1932年11月25日	「教科用図書検定規則中改正」(省令18号)により、実業学校の普通学科目の生徒用教科書が検定対象とされたが、検定を必要とするものなかに家事と裁縫が含まれた。
1939年4月26日	「青年学校令施行規則」(省令24号)により、青年学校の修身、公民科教科書は文部省著作教科書のみとされる。それ以外の科目の教科書は検定済教科書より校長が選定し、地方長官に開申。
1940年9月12日	「昭和十六年度中等学校等教科書ニ関スル件」(発国135号)により、1941年度より中等学校(中学校・高等女学校・実業学校)の教科用図書の検定を一時中止。地方長官が検定済教科書中より「五種以内ヲ選定ノ上」各学校長が選定。青年学校も中等学校と同様とされた。
1943年1月20日	「中等学校令」(勅令36号)により中学校、高等女学校、実業学校の教科書が文部省著作教科書のみとされた。それがない場合は学校長が検定済教科書使用の認可を地方長官より得る。4月1日施行。
1943年3月8日	「師範学校規程」(省令6号)により、師範学校の教科書が文部省著作教科書のみとされた。
1944年4月26日	「青年学校施行規則中改正」(省令31号)により、青年師範学校の教科書が文部省著作教科書のみとされた。
1948年4月30日	「教科用図書検定規則」(省令4号)により、戦後の教科書検定制度が発足。

小学校の「裁縫」の児童用教科書は1905年から国民学校発足まで作成されなかった。また、国民学校用教科書も、この学校が発足した1941年にはまだ完成していなかったことがわかる。終戦後は暫定教科書が作成された。新学制発足後は、小学校の児童用教科書は作成されず（検定教科書が許可されるのは1960年以降）、1951年に教師用の手引き（『小学校における家庭生活指導の手びき』）が作成されるにとどまる。「家事」の児童用教科書は「裁縫」のそれよりも早く、1910年に理科の文部省著作教科書（児童用）が作成されることになったことと関連して、1914年から「理科家事」の児童用教科書が発行されている。「理科家事」の児童用教科書は表5-2から1933（昭和8）年度まで発行され、使用されていたことがわかる。「理科家事」は1919（大正8）年に廃止され、「家事」は理科から独立したと考えられてきたが、教科書でみるかぎり、「理科家事」という名称は1933（昭和8）年まで続いていたわけである。この理由については現在のところ不明であり、今後の研究にまたねばならない。

なお、新制中学校については、1947年7月に文部省著作教科書として『家庭中学校第一学年用』『同第二学年用』『同第三学年用』が発行された。この教科書は1948年と1949年に修正されたものがそれぞれ発行されている⁹⁾。

新学制下の教科書は検定教科書を使用することになっていたが、1947年度と1948年度は文部省著作の家庭科教科書しか存在せず、1949年度からそれ以外の検定教科書が発行されるようになった。

高等女学校の教科書は長く検定教科書制度のもとにおかれ、1943年3月の高等女学校規程以降は基本的に文部省著作家庭科教科書が使用されることになったが、1943年度だけは文部省著作教科書が間に合わず、検定教科書が使用された。実際に文部省著作教科書が発行されたのは1944年からであった。終戦後は、これらの文部省著作教科書をもとに暫定教科書が作成された。1947年6月には、新制高等学校用の家庭科教科書として5つの検定教科書（被服、食物、育児、家庭看護、家庭経理）が発行された。これらの5つの検定教科書は旧学制下の高等女学校（1947年度まで存続した）の教科書としても使用されたと考えられる。この5つの教科書のうち、『被服』と『家庭看護(全)』には奥付けに〔教師用〕

と書かれてある¹⁰⁾。さらに1948年7月には新制高等学校用の家庭科教科書（検定教科書）として『被服概説編』『被服実習編一』『被服実習編二』『被服実習編三』が発行された。

図5-2 高等女学校の裁縫と家事の教科書の歴史的存在状況

	【裁縫】 検定教科書	【家事】 検定教科書
1899		(高等女学校令)
1943		(中等学校令)
【家政科】		
1944	文部省著作教科書 中等被服	(家事一) 中等家事一・二 家政(全)?
1945		中等育児保健一 育児保健二
1946	暫定教科書	暫定教科書 暫定教科書 暫定教科書
1947	検定教科書 (被服, 食物, 育児, 家庭看護, 家庭経理)	
1948	検定教科書 (被服概説編, 被服実習編一・二・三)	

次に、師範学校における家庭科教科書の歴史的存在状況について図5-3にまとめた。

図5-3 師範学校の家庭科教科書の歴史的存在状況

	検定教科書
1943	文部省著作教科書 師範家政 本科用巻1, 師範被服 本科用巻1
1944	師範育児保健 本科用巻1
1945	師範家政 本科用巻2
1946	文部省著作教科書 (暫定教科書)
1949	[新制大学発足]
	?

師範学校の教科書は長く検定教科書制度のもとにおかれ、教科書は高等女学校と兼用のものが多かった。1943年3月の「師範学校令改正」によって、師範学校は専門学校程度とされた。しかしながら、教科書については専門学校程度にもかかわらず、文部省著作教科書が1943年から順次発行された。

終戦後は、これらの文部省著作教科書をもとに暫定教科書が作成された。これらの暫定教科書がいつまで使用されたのかは不明であり、今後の研究にまたねばならない。

次に、青年学校における家庭科教科書の歴史的な存在状況について図5-4にまとめた。

図5-4 青年学校の家庭科教科書の歴史的な存在状況

1893		[実業補習学校規程]
1920	「裁縫」「家事」 (検定教科書ではない教科書)	[実業補習学校規程改正]
1935	「家事及裁縫科」 「家庭科」	[青年学校令]
1939		[青年学校令改正]
1944	文部省著作教科書	青年家庭巻一・二・三
1946	文部省著作教科書 (暫定教科書)	青年家庭巻一・二

青年学校が発足する1935年以前の実業補習学校の時代にどのような教科書が使用されていたかについては、不明の部分が多い。実業補習学校の時代から家事の教科書と裁縫の教科書は別々に発行されていたが、1935年の青年学校令において「家事及裁縫科」という単一科目になってからも、家事と裁縫の教科書は別々に発行されていた。1939年の青年学校令改正によって「家庭科」という新しい科目が登場した頃から、単一の教科書になっていった。しかしそれでも、1936年に発行された山本キクの『女子青年家事裁縫教科書』(巻1～3)のように教科書の前半が裁縫で、後半は家事篇からなっているようなものが多かっ

た。しかし、次第に教科書の構成や内容に変化が生み出されていった(1943年に発行された山本キクの『改訂 家庭科教科書』第3版の構成は〈巻一〉については、新体制と家庭生活、衣服、食物、住居、育児、経済からなっている¹¹⁾)。さらに、1944年10月に文部省著作教科書が『巻一』『巻二』『巻三』と発行された。終戦後の1946年には暫定教科書(『巻一』『巻二』)が発行された。これらの教科書がどのように使用されたのかについては現在のところ不明であり、今後の研究にまたねばならない。

おわりに

以上述べたように、家庭科の教科書にかかわっては不明のことが多い。今回検討した文部省著作の教科書の発行状況については、家庭科教育に関する政策を文部省自身が総括した『産業教育七十年史』においても不明な部分が存在する(注3参照)。このような事実はなにを意味しているのだろうか。冒頭で述べたように、この教科はより実生活とむすびついているがゆえに、実生活の変化と対応して教育内容の変更がたえずせまられる。政策の担当者自身もそのことを自覚していたために、教科書を重視しなかったといえるのかもしれない。高等小学校において家事が必修教科になっても理科家事の教科書しか存在しなかったというのはその反映であるように思われる。それにもかかわらず、戦時体制下で文部省著作の教科書を作成したのはなぜかという問題は課題として残されているので、明確な断定はさけておきたい。

本稿で明らかにしたように、小学校の児童用の裁縫教科書については発行が禁止されたり、発行されたりして、その位置づけが揺れ続けてきたといえる。また、小学校の家事科は法制度上の時期区分と教科書による時期区分とは一致しなかった。このような家庭科教科書の歴史的な特質をふまえたうえで、教科書の内容分析——とりわけ、実生活の変化と家庭科教科書の内容との対応関係を解明していくこと——を今後の課題としたい。